

介護予防訪問リハビリテーション及び訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人 誠心会（以下「事業者」という）が運営する吉田病院（以下「事業所」という）が実施する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援状態にある者（以下「要支援者」という）に対し、適正な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供すること及び要介護状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、主治医及び居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名 称 医療法人誠心会吉田病院
- （2） 所在地 新潟県長岡市長町1丁目1668番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定リハビリテーションの従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上 （常勤）
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分
- (3) 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。
 - ・ 午前8時30分から午後5時までは、介護予防訪問リハビリテーション及び訪問リハビリテーション担当相談員又は専従する従業者により対応する。
 - ・ 午後5時から午前8時30分までは、病院の医事課及び病棟の職員により対応する。

(指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

- ・ 介護予防訪問リハビリテーション及び訪問リハビリテーション
- 2 介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実態地域は次のとおりとする。

- ・ 長岡市

(介護保険法の指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの利用料)

第9条 介護予防訪問リハビリテーション及び訪問リハビリテーションを提供した場合、利用料は介護保険法に基づく費用とし、法定代理受領サービスの場合本人負担分の額を徴収する。

- 2 その他の利用料として、通常の実施地域外への介護予防訪問リハビリテーション及び訪問リハビリテーションに係る交通費の実費を徴収する。
 - ア 実施地域を越えた時点から1kmあたり20円を徴収する。
- 3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第 11 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理・ハラスメント処理)

第 14 条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

- 第 15 条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

（従業者の研修）

- 第 16 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年 1 回以上実施

（記録の整備）

- 第 17 条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情・ハラスメントの内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

（サービスにあたっての留意事項）

- 第 18 条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、事業者と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(附則) この規程は、平成29年3月1日から施行する。

- 2 令和6年3月1日 一部改正。
- 3 令和7年3月11日 一部改正